

同窓会会則（現会則）

1. 本会は静岡県立静岡中央高等学校定時制同窓会と称する。
2. 本会は事務局を静岡県立静岡中央高等学校(以下「母校」)内に置く。
3. 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを活動の目的とする。
4. 本会はその目的達成のために以下の組織を設ける。
 - 1 総会 三年に一回・もしくは臨時開催・全同窓会会員が参加する
 - 2 役員会 役員で参加可能な者が参加する、年二回（2・9月）
役員会の詳細な日程については、参加者が可能な限り多くなる日程で対応する
また、総会や文化祭等で準備が必要な場合は臨時開催される
 - 3 同窓会 幹事が主催になって開催する
幹事から同窓会役員へ連絡後、はがき・メール・HP 等で開催を募り開催される
5. 本会はその目的達成のために以下の事業を行う。
 - ① 会員名簿の管理（毎年の卒業生の追加）
 - ② 同窓会 HP の更新・さくらインターネットのサーバー管理
 - ③ 同窓会会員のメール連絡などサポート
 - ④ 卒業生への記念品贈呈
 - ⑤ 文化祭への参加
 - ⑥ 母校の部活動の応援
 - ⑦ 卒業生への同窓会説明
 - ⑧ その他、母校の発展に寄与する事業
6. 本会は以下の会員を以って組織する。
 - 1 通常会員……母校の卒業生
 - 2 特別会員……母校の現職員および旧職員
 - 3 賛助会員……同窓会に功労があり、役員もしくは会長の承認を得て授与される
7. 総会は全会員を以って組織する。
8. 総会は会長が招集し、議長を務める。
9. 総会は3年毎に1回開催する。ただし理事会の承認の元、必要に応じ臨時に開くことが出来る。
10. 総会では以下の議案を行う。
 - 1 会務の報告
 - 2 役員承認
 - 3 会計報告
 - 4 会則改正の承認
 - 5 その他役員会が必要と認めた議案
11. 議決には出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。
12. 会に出席できない者は議長に表決を委任する（はがきで出欠と同時に委任）
13. 会員を代表し会務を行う者として以下の役員を置く。
 - 1 会長 本会を代表し総理する
 - 2 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する
 - 3 会計 本会の会計事務を処理する
 - 4 監査 運営および会計を監査する
 - 5 役員 会長に従い会務を分掌する
 - 6 幹事長 年度毎1名……各年度を代表し幹事の連絡に当たる
 - 7 幹事 各クラス1名……各クラスを代表し会員の連絡に当たる

14. 役員を選出は以下のようにする。
 - 1 会長、副会長、会計、監査、理事は会員中より役員会において選出し、総会の同意を得る
 - 2 会長以下は複数人の選出・兼任を認める
 - 3 幹事は各クラスで互選
 - 4 事務局役員は会長が委嘱
 - 5 会計監査のみ他役員との兼任は不可とする
15. 顧問に母校の校長を推挙する。顧問は重要事項について会長の諮問に応じる。
16. 役員会は幹事以外の役員を以って組織する。
17. 役員会は過半数の出席を以って成立する。
難しい場合は日程調整を行う。
18. 臨時役員会は会長が必要に応じて招集し、議長を務める。
19. 役員会では以下の議案を行う。
 - 1 同窓会事業に対する準備・予算確保
 - 2 会則改正案の作成
 - 3 会則施行細則の作成
 - 4 役員を選出
 - 5 役員会が必要と認めた議案
20. 議決には出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は議長が決する。
21. 役員任期は特にこれを定めない。
22. 本会の経費は、会費、その他収入を持ってあてる。
23. 通常会員は入会の際、別に定めるところの会費を納める。
2024年 5000円。
24. 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
25. 会則の変更・追加がある場合、役員会で承認を受けて決定後、HPで公開し、次の総会で全体共有する。
役員会の承認がある場合、総会後ではなくとも変更・追加して即時の施行が可能となる。
26. 本会の運営に必要な細則は別途役員会で定め、次の総会で共有する。
27. 同窓会の事業の経費について、原則として役員会で議論を行い、予算を確保後に決定される。
28. その他必要な経費が発生した場合、役員は少額の経費であれば確保が許可される。
使用した内容、金額は出来るだけ早く会長と会計に連絡を行い、次の役員会でも共有される。
2024年 許容金額 10000円
29. 予算が事前に予測可能な場合は予め確保し、出金後に使用される。
30. 予算の予測やその時点での受け渡しに難しい場合は、建て替えを行い、会計に連絡を行い、次の総会までに清算する。